



## 大和高座（大和・海老名・座間・綾瀬）広域連携懇談会 「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」 締結

このことについて、別紙の通り情報提供します。

問い合わせ先

【パートナーシップ宣誓制度について】

総合政策部 人権・男女共同参画課 人権男女・男女共同参画係

TEL 046 (252) 8087 FAX 046 (252) 0220

【大和高座広域連携懇談会について】

総合政策部 総合政策課 企画調整係

TEL 046 (252) 8287 FAX 046 (255) 3550



令和6年2月14日

記者発表資料

## 大和高座（大和・海老名・座間・綾瀬）広域連携懇談会 「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結 ～4自治体でパートナーシップ宣誓制度利用者の負担を軽減～

大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市は、本日、「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しました。協定締結により、同制度利用者の住所異動に伴う手続きを簡素化し、負担軽減を図ります。

パートナーシップ宣誓制度は、同性カップルや事実婚の方など、法律上の婚姻をすることが難しい2人が、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、行政が公的に認める制度です。本市は令和4年10月から運用を開始し、これまで4組の申請がありました。

令和5年10月に開催された第2回大和高座広域連携懇談会で、4市とも同制度を実施していることから、制度の連携を事業案として決定。4市間で実現に向け協議を進め、転入・転出などの住民異動が本格化する年度末前の運用開始に向け、協定を締結することになりました。

これまで、パートナーシップを宣誓された方が住所異動する際には、転出元自治体で宣誓書受領証等の返還手続きと、転出先の自治体で改めて必要書類を揃えて宣誓手続きを行う必要がありましたが、本協定の締結により手続きを簡素化します（詳しくは下記「3 協定締結の利点」）。

協定の締結に当たり、座間市長は「協定を締結することにより、制度利用者の負担軽減が実現できることを大変嬉しく思います」と話しました。

### 1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

### 2 連携の開始日

令和6年3月1日（金）

### 3 協定締結の利点

- ・住所異動をする際、転出元の自治体での手続きが不要となります。
- ・転出先の自治体の手続きについて、座間市の場合は、戸籍抄本等の提出が不要となり、宣誓日も引き継がれます。

※転出先の宣誓要件を満たさない場合、自治体間連携を利用できません。

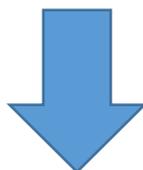
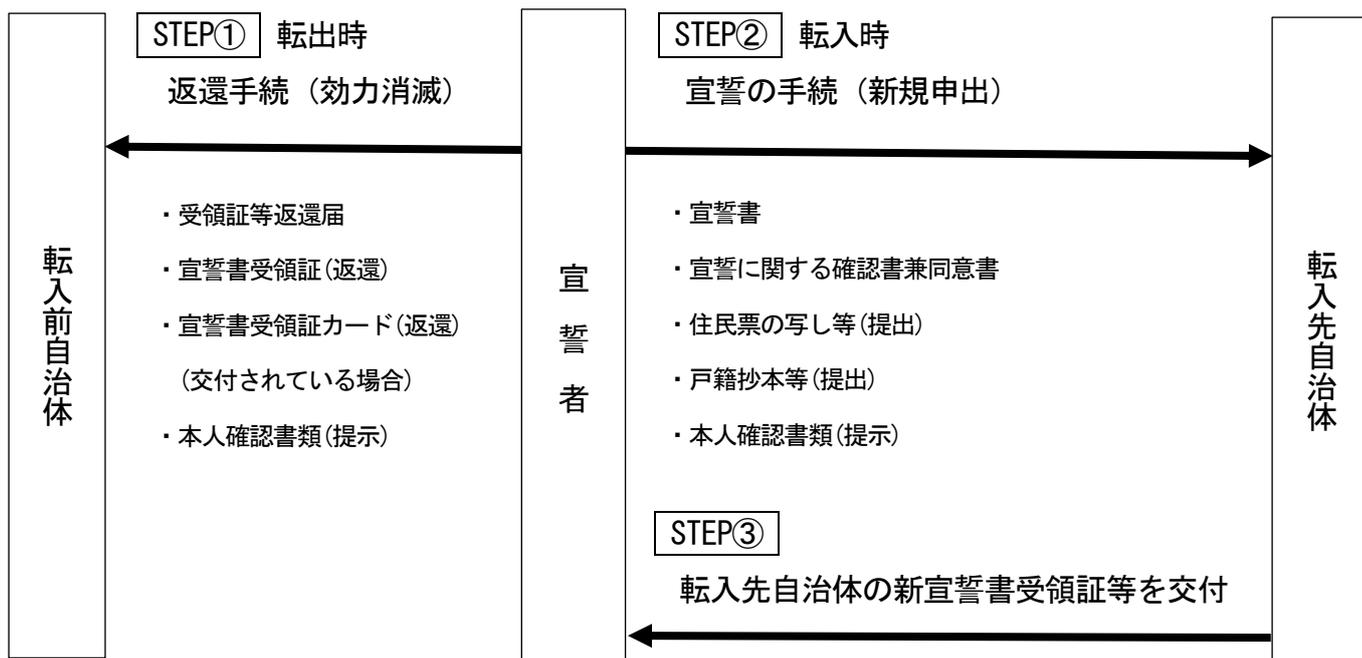
別紙1：自治体間（大和・海老名・座間・綾瀬）連携の基本事務フロー

別紙2：パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書

別紙3：4市パートナーシップ宣誓制度の状況等一覧について

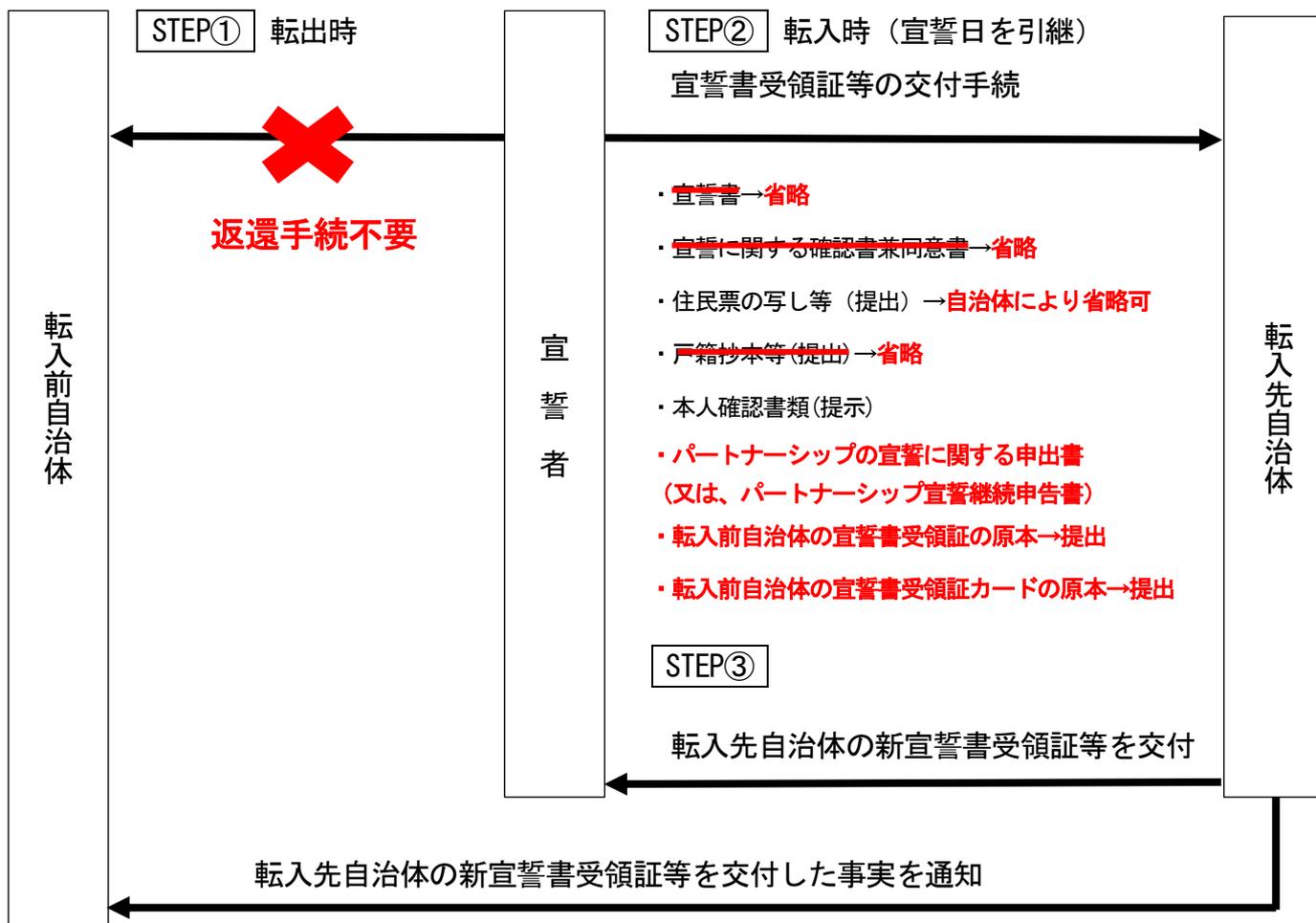
※自治体間連携を利用できる方は、転出先における宣誓要件を満たす方になります。

(1) 自治体間連携の締結前



締結後

(2) 自治体間連携の締結後



## パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書

大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「締結自治体」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る自治体間連携について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、締結自治体のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者（以下「当事者」という。）の住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続の負担軽減を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 この協定の対象者は、令和6年3月1日以後に締結自治体間で住所の異動をする当事者とする。

### （連携方法）

第3条 当事者から転入（新たにそれぞれの市域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）前に宣誓等を行った旨の申告を受けたときは、所定の要件を確認の上、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、当事者の氏名、生年月日、転入前の住所、交付番号等の申告に係る事項を転入前自治体に通知するものとする。

### （協定の解約）

第4条 この協定を継続できない事情が発生したときは、締結自治体が協議の上、この協定を解約することができるものとする。

### （協議）

第5条 締結自治体は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度報告し、必要に応じて締結自治体で協議の上、この協定を変更するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、締結自治体が協議の上、定めるものとする。

3 締結自治体のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、締結自治体が協議の上、必要な変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、四者が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年2月14日

大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市

大和市長 古谷田 力

海老名市勝瀬175番地の1

海老名市

海老名市長 内野 優

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市

座間市長 佐藤 弥斗

綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長 古塩 政由

4 市パートナーシップ宣誓制度の状況等一覧について（令和6年2月1日現在）

自治体名	制度名称	施行年月日	宣誓組数	対象			宣誓により利用できるサービス等
				性的少数者	事実婚	養子縁組	
大和市	大和市パートナーシップ宣誓制度	令和3年4月1日	25組	○	○	—	<b>【行政サービス】</b> ・市営住宅申込 ・病院における面会や手術の同意など ・災害見舞金の支給申請 ・被災証明書の発行 ・要介護認定の申請 ・墓苑申請 ・互助会結婚祝金（市職員） <b>【民間サービス】</b> ・携帯電話会社の家族割りなど
海老名市	海老名市パートナーシップ宣誓制度	令和4年4月1日	8組	○	○	○	<b>【行政サービス】</b> ・市営住宅入居申込 ・災害見舞金申請 ・要介護認定の申請 ・被災証明書の発行 ・救急搬送証明書交付申請 ・特定不妊治療（先進医療）費助成申請〈事実婚に限る〉 ・不育症治療費助成申請〈事実婚に限る〉 ・親睦会慶弔費〈海老名市職員対象〉 <b>【民間サービス】</b> ・令和5年8月1日より、イオンシネマ海老名夫婦割
座間市	座間市パートナーシップ宣誓制度	令和4年10月1日	4組	○	○	—	<b>【行政サービス】</b> ・市営・県営住宅の入居
綾瀬市	綾瀬市パートナーシップ宣誓制度	令和4年2月1日	0組	○	○	—	<b>【行政サービス】</b> ・市営住宅の申込が可能 ・本蓼川墓苑の申請が可能 ・一般不妊治療費用助成 ・不育治療費用助成